

請求する前にもう一度チェックしましょう！(介護老人保健施設)

チェック1

老健施設を退所後、ひきつづき近接する病院に入院する入所者について、退所日も含めて報酬請求していませんか。

介護老人保健施設を退所した日に、同一敷地内又は当該施設に近接する病院(同一法人が経営し、職員の兼務や施設の共用等が行われているもの)に入院した場合、退所日については、介護老人保健施設の報酬は算定できません。(病院側は報酬算定できます)

チェック2

試行的退所サービス費について、試行的退所を実施した日数で請求していませんか。

試行的退所サービス費は、退所が見込まれる者を居宅に試行的に退所させ介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合、1月に6日を限度として算定しますが、試行的退所の初日と最終日は算定できません。また、外泊時費用を算定する場合は算定できません。

チェック3

入所者の外泊中に、当該入所者の使用するベッドを短期入所療養介護に利用している場合に、外泊時の費用を請求していませんか。

入所者の外泊時には、原則として当該入所者のベッドは空けておくことになっています。入所者の同意があれば他のサービスに利用することはできますが、その場合、外泊時の費用は算定できません。

チェック4

入所日から30日以内の間に外泊を行った入所者について、外泊日も含めて初期加算を請求していませんか。

初期加算は入所日から30日以内について算定できますが、外泊期間中は算定できません。初期加算は当該入所者が過去3か月間(認知症高齢者の自立度判定基準のランク・・Mの該当者は1か月間)に当該施設に入所したことがない場合に算定できます。

チェック5

入所者が当該施設を退所後、病院又は診療所へ入院する場合にも、退所時等指導加算を請求していませんか。

入所者が当該施設を退所後、病院・診療所に入院する場合や他の介護保険施設に入所する場合、死亡退所する場合には、退所前後訪問指導加算・退所時指導加算・退所時情報提供加算・退所前連携加算は算定できません。

チェック6

訪問看護指示書の発行がなされていない入所者について、老人訪問看護指示加算を請求していませんか。

当該加算は、入所者の退所時に施設の医師が診療に基づいて指定訪問看護が必要であると認め、入所者が選定した指定訪問看護ステーションに入所者の同意を得て訪問看護指示書を交付した場合に算定できます。

チェック7

同一の入所者に対し、ひと月に複数回の緊急時治療管理費を請求していませんか。

緊急時治療管理費は、入所者の病状が著しく変化し、介護老人保健施設において緊急その他やむを得ない事情により施設療養を行った場合に、月1回に限り3日を限度として算定できます。

チェック8

緊急時治療管理の対象とならない入所者について施設療養を行った場合にも、当該費用を請求していませんか。

緊急時治療管理費の対象となる入所者は、意識障害又は昏睡、急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪、急性心不全、ショック、重篤な代謝障害(肝不全、腎不全、重症糖尿病等)、その他薬物中毒等で重篤なもの、の症状のある者です。

チェック9

基準に定められた職員数を配置していない場合に、人員基準欠如の減算をせずに報酬を請求していませんか。

看護・介護職員数が基準の1割を超えて少ない場合にはその翌月から、また、基準の1割の範囲内で少ない場合にはその翌々月から、医師、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員が基準よりも少ない場合にはその翌々月から、人員基準欠如の解消月まで全利用者に対して基本報酬を100分の70に減算します。

チェック10

夜勤を行う看護職員・介護職員の数が夜勤職員基準に満たない場合でも、所定単位数を請求していませんか。

1か月の中で、夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に満たない状態が2日以上連続してあった場合、または、通算して4日以上あった場合に、その翌月は、全ての入所者について基本報酬を所定単位数の100分の97に減算します。

加算

リハビリテーションマネジメント加算
<p>下記の基準を満たす場合に、加算。</p> <p>イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他職種の者が共同して入所者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。</p> <p>ロ 上記計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーションを行っているとともに、入所者の状態を定期的に記録していること。</p> <p>ハ 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p> <p>ニ リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。</p>
短期集中リハビリテーション実施加算
<p>リハビリテーションマネジメント加算を算定している入所者に対し、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が入所日から起算して3月以内の期間に集中してリハビリテーションを行った場合に、加算。</p>
認知症短期集中リハビリテーション実施加算
<p>軽度の認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、一定の職員配置基準を満たす施設で、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、入所日から起算して3月以内の期間に限り、1週に3回を限度として加算。リハビリテーションマネジメント加算の算定が要件。</p>
認知症ケア加算
<p>一定の基準を満たす施設において、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対してサービスを行った場合、加算。</p>
外泊時の費用
<p>外泊期間のうち、外泊の初日と最終日を除いた日について、1月に6日を限度として算定。</p>
試行的退所サービス費
<p>退所が見込まれる入所者を居宅に試行的に退所させ介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合、1月に6日を限度として算定。試行的退所に係る初日と最終日は算定しない。また、外泊時費用を算定する場合は算定不可。</p>

初期加算
<p>入所日から起算して30日以内の期間について、外泊期間を除き加算。過去3か月間に、同一施設に入所していた場合は算定できない。また、同一施設の短期入所療養介護の利用者が日を空けずにひきつづき入所した場合には、30日から直前の短期入所利用日数を控除した日数分を算定。</p>
退所時等指導加算
<p>(1)退所前後訪問指導加算 入所者の退所に先立って退所後に生活する居宅を訪問して療養上の指導を行った場合に加算。入所中1回(入所後早期に相談援助が必要な場合は2回)、退所後(30日以内)1回を限度とする。</p> <p>(2)退所時指導加算(入所者1人につき1回を限度) 入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に加算。</p> <p>(3)退所時情報提供加算(入所者1人につき1回を限度) 入所者の退所時に、退所後の主治医に対して入所者の同意を得て診療情報の提供を行った場合に加算。</p> <p>(4)退所前連携加算(入所者1人につき1回を限度) 入所者の退所に先立って、居宅介護支援事業所と連携して退所後の居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に加算。</p>
老人訪問看護指示加算
<p>退所時に施設の医師が指定訪問看護の必要を認め、入所者が選定した指定訪問看護ステーションに対して入所者の同意を得て訪問看護指示書を交付した場合に1回を限度として算定。</p>
栄養管理体制加算
<p>(1)管理栄養士配置加算 (2)栄養士配置加算((1)を算定している場合は算定不可)</p>
栄養マネジメント加算
経口移行加算
経口維持加算
療養食加算
在宅復帰支援機能加算
緊急時施設療養費
<p>(1)緊急時治療管理 (2)特定治療</p>